

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(B)（特設分野研究）

研究期間：2016～2019

課題番号：16KT0090

研究課題名（和文）サーキュラー・マイグレーションの研究 EUの政策と帰還後の移民の調査・分析

研究課題名（英文）Research on Circular Migration: Survey and Analysis on EU Policy and Returned Migrants

研究代表者

中坂 恵美子（Nakasaka, Emiko）

中央大学・文学部・教授

研究者番号：20284127

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、サーキュラー・マイグレーションについて、国際社会における議論、EUを含んだいくつかの受入れ国及び送出国での議論や実態を文献調査及び現地調査を通じて考察した。サーキュラー・マイグレーションの成功には、個人が出身国とのつながりを保ち、帰国後の再統合がスムーズに進むことが不可欠である。また、帰国しても職がないことが大きなネックとなっている。それらのことを考慮すると、母語や母国文化の教育や帰国後の職探しやマッチングに関して、送出国と受入れ国の間での十分な連携が必要であるだけでなく、先進国が開発支援を行う際に、帰国者を活用することも期待される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

移住労働者や（避）難民が受入れ国で永住するのではなく数年後に出身国に帰国する、あるいは帰国と移住を繰り返すような人の流れのあり方について考察した本研究は、より柔軟な移民政策や外国人労働者政策を議論するための素材を提供することができるであろう。また、学問的にも専門とする地域的にも多様なメンバーで構成されるチームによる研究であったため、多角的・総合的な調査及び分析を行うことができたことは、学術的な意義があったと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Our research analyzed the ‘circular migration’ focusing on the discussions about the international migration on the universal level and actual conditions of some receiving countries and the sending countries through literature survey and field survey. For a successful circular migration, it is essential that individuals reintegrate smoothly without losing ties with their country of origin. In addition, there is a big bottleneck that there are no jobs after returning to country of origin. Considering these matters, not only is it necessary for the sending and receiving countries to have close cooperation in education of migrant children and for finding and matching jobs after returning to their home countries, it is also expected for developed countries to give significant jobs to returnees in their development assistance projects.

研究分野：国際法学

キーワード：移民 難民 職業訓練 帰国 再統合 日本 ヨーロッパ アフリカ

1. 研究開始当初の背景

移民や(避)難民は受入れ国に来た時は一時的な避難や労働のためと考えていても、滞在が長期化するにつれて受入れ国で築いた生活や職業の基盤、あるいは子どもの教育を考慮して、出身国には戻らなくなることが多い。受入れ先進諸国では、移民の労働力は不可欠であるにもかかわらず、移民や(避)難民が自国の福祉制度の負担となっている、自分たちの職を奪っている、異質な文化を持ち込んでいるなどの感情が市民の間に生まれ、社会に排外主義やヘイト・スピーチを生み出している。途上国にとっては人材流出の問題がある。このような問題の解決のためには、受入れ国での外国人の統合政策の一層の強化が不可欠であるのは当然として、それに加えて、移民や(避)難民が出身国に戻れるよりよい仕組みを構築することも必要であると考えられる。

そこで、本研究では、サーキュラー・マイグレーション(循環移民)に焦点をあてた。EUと連携関係にある移民問題の研究機関 European Migration Network が 2011 年に出した報告書では、EU 加盟国のうち 24 カ国の法制度の調査をしたうえで、サーキュラー・マイグレーションは非常に注目されているがまだ萌芽段階にあると結論付けていたように、この問題は一部の国で関心が高まってはいたが、本格的な制度構築には踏み出せていないという段階であった。

日本では、1981 年に創設された在留資格「研修」、2009 年で新設された「技能実習」は、研修生や実習生に日本での技能習得の機会を提供し、途上国人材育成に貢献することが目的とされていた。しかし、実際は、その目的に反して、非熟練労働への就業のためにこれらの在留資格が利用・悪用されてきた例が少なくなく、重大な社会問題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、「サーキュラー・マイグレーション」、すなわち、移住労働者や(避)難民が受入れ国で永住するのではなく数年後に出身国に帰国する、あるいは帰国と移住を繰り返すような人の流れのあり方について検討する。具体的には、サーキュラー・マイグレーションの議論が他国や他の地域よりは進んでいる EU での議論及び普遍的な国際機関などでの議論を分析して、その議論の背景や制度構築の障害等の問題点を洗い出し、さらに、いくつかの送出国及び受入れ国を調査することによって、自国民の帰還が送出国にとって利益となる可能性、受入れ国で移民や(避)難民が技能習得をする可能性、帰国者が自国で順調に再統合ができる可能性や条件等を考察する。そして、持続可能な移民及び(避)難民の受入れに関する国際的又は二国間での体制の構築へ向けた議論のための材料を提供することを目的とする。また、日本の外国人受入れ政策の検討、特に技能実習制度の改善のためにも本研究が貢献することも期待される。

3. 研究の方法

(1) 研究会の開催による各学問領域における研究動向や各自の調査結果の共有

本研究は、政治学、社会学、文化人類学、法学という学問領域の専門家からなる学際的共同研究である。そこで、それぞれの学問領域での、移民及び(避)難民に関する研究状況や研究方法、特にサーキュラー・マイグレーションに関する議論について情報及び意見交換を行い、本テーマに対する多角的な視点を共有すること、本研究課題に関するそれぞれの調査結果を共有することを目的に、三回の研究会を開催した。

(2) 分担による研究の遂行

大別して、(a) 国際社会におけるサーキュラー・マイグレーションの議論動向の調査、(b) 受入れ国側の調査(c) 送出国側及び帰国者の調査、の側面からこの問題にアプローチした。(b) (c) についての調査は、いくつかの国や地域に焦点を当てて、それぞれの専門家が分担して調査を行った(担当者を【 】で示しておく)。すべての担当者が文献調査と現地調査を実施したが、参考とした文献は非常に多いため、それらの論文名や著書名を挙げることは以下では省略する。

(a) 国際社会におけるサーキュラー・マイグレーションの議論動向の調査

移民及び(避)難民に関する国際的な議論を調査し、その中で帰還やサーキュラー・マイグレーションがどのように位置づけられているのかを分析した。文献調査は、国際機関や研究機関の報告書、研究論文等を収集し、これまでの議論を整理した【中坂】。

聞き取り調査は、世界銀行首席エコノミストから情報を収集し、移民及び難民問題に対する今後のレ짐構築の可能性についての意見交換を行った【岡部】。

(b) 受入れ国側の調査

受入れ国側に関して、1. 受入れ先進国における移民及び(避)難民の帰還政策、2. 受入れ国で行われている移民及び(避)難民への職業訓練、という二つの面に特に着目して調査を行った。[EU の調査] EU でサーキュラー・マイグレーションが議論になってきた背景及びその後の議論の発展を、EU 機関文書や二次資料で調査した。また、ブリュッセルの EU 委員会で開催された会議に参加し、近年の移民及び庇護政策について EU 機関職員や研究者から情報を得た【中坂】。[ドイツの調査] 同国の近年の帰国政策に関する動向を調査するために、連邦移民難民庁(BAMF)、国際移住機構(IOM)ニュールンベルク事務所およびベルリン事務所、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)ドイツ駐在事務所、連邦内務省、連邦国際協力・開発援助省、ドイツ国際協力協会(GIZ)

カトリック系援助団体ゾルボディ (SOLWODI) マイツ事務所、ミュンヘン市自主帰国援助事務所 (COMING HOME)、自主帰国・再統合支援団体全国ネットワーク (INTEGPLAN)、イエズス会難民支援組織 (Jesuit Refugee Service) ベルリン事務所、ニーダーザクセン州難民評議会にて聞き取り調査を行った【久保山亮 (研究協力者)】。

[スウェーデンの調査] 同国の移民・難民政策と職業訓練に関して、スウェーデン難民支援グループネットワーク、Lund 大学及び PATIO Institute などの協力を得て調査した【佐藤】。

[南アフリカの調査] プレトリア市において、同国の移民政策及びアフリカ内の人の移動について調査を行った。プレトリア大学、ウィットウォーターズランド大学、UNHCR、IOM、Lawyers for Human Rights で聞き取り調査を行った【片柳】。

[日本の調査] 日本において、日本の技能実習制度全般及び帰国後の技能の活用の可能性、移民の子どもたちへの母語や母国文化の教育、海外進出企業の現地での雇用政策等を調査した。外国人労働者の支援者、地方自治体の国際交流協会、技能実習生受入企業、管理団体、技能実習生、JICA、ベトナムに現地法人をもつ日本企業、厚生労働省等で聞き取り調査を行った【中坂】。

(c) 移民送出国及び帰国者の調査

送出国が帰還政策をとる背景、出身国に帰った移民等の再統合全般に関する問題、帰国後の職業と受入れ国での技術習得の関連性等について調査を行った。

[エクアドルの調査] 同国が近年実施した大規模な帰還政策について、アメリカ社会科学研究所 (キト) にて、その政策の背景と帰国者への支援を調査した【青木】。

[ブラジル及びペルーの調査] 定住者として日本で働き帰国したブラジル及びペルー日系人の出身国社会での再統合について、現地の日系人団体から聞き取り調査を行った。サンパウロでは、ブラジル日本文化福祉協会、ブラジル日本都道府県人会連合会、サンパウロ日伯援護協会、ブラジル日本商工会議所、日伯文化連盟 (アリアンサ)、国外就労者情報援護センター (CIATE)、ブラジル日本商工会議所、サンパウロ大学法学部等を訪問し【鈴木・中坂】、リマでは、ペルー日系人協会及び日本ペルー商工会議所を訪問した【鈴木】。

[ベトナムの調査] ベトナムで、日本企業での帰国者の雇用、技能実習生の帰国後の職に関して、日本企業の現地法人 (大企業及び中小企業)、送出国機関、ハノイ大学内名古屋大学日本法教育研究センター、在ベトナム日本大使館等を訪問し聞き取り調査を行った【中坂】。

[フィリピンの調査] イロコス・ノルテ州で、イタリアで長期間就労したリターン・マイグランドに焦点を当てて、帰国後の生活についての参与観察を行った【長坂】。

4. 研究成果

(1) 国際社会におけるサーキュラー・マイグレーションの議論の背景及び定義

(a) 2000 年代の開発と移民の議論

2000 年の国連総会でミレニアム開発目標が定められ、途上国の開発問題への国際社会の取り組みが改めて問われる中で、サーキュラー・マイグレーションが注目されるようになった。すなわち、移民が受入れ先進国で得た技能等を帰国して自国の発展のために役立てる可能性が模索され、移民が開発問題とからめて議論がされるようになった。

2000 年代から 2010 年代には国連、UNDP、ILO などの国際機関や研究機関、研究者によるサーキュラー・マイグレーションの研究が進んだ。サーキュラー・マイグレーションの法的な定義はないが、何がサーキュラー・マイグレーションの要素であるのかについての議論が進み、1950 年代や 60 年代のゲストワーカー制度とは異なる、移民自身の能力向上や出身国の発展にもつながるようなサーキュラー・マイグレーションの在り方が考察されるようになった。

(b) グローバル・コンパクト以降の動き

2015 年のいわゆる「欧州難民危機」を経て、2010 年代の後半は、国際社会で再び移民及び難民問題に一層の関心が高まった。2018 年 12 月には、移民及び難民に関する二つのグローバル・コンパクトが採択された。しかしながら、「移民のグローバル・コンパクト」によって国際的な連携枠組みの形成を進めていくことの困難性が懸念されている。特に、難民ではない人々の越境移動を極小化したい EU と、むしろ活発化させることで世界の貧困問題の撲滅を目指す世界銀行 (や国連) の立ち位置に大きな乖離があることが看過できない要因である。

(2) 移民及び難民受入れ国としての EU 並びにドイツ及びスウェーデンにおける議論と実行

(a) EU での議論

EU では 1999 年から「共通庇護政策」及び「共通移民政策」が始まった。その後まもなく、委員会が、経済的又は人口的な将来予測に基づいた中期的な移民政策を EU として検討し、労働移民の入国に関する緩やかなルールの制定をすることを提案したが、構成国からは移民の入国は各国の権限内の問題であることが強調され、議論は容易には進まなかった。

上述した 2000 年代の国連の動きと連動して、EU でも 2002 年以降、移民と開発が議論となった。委員会からは、移民の循環性の確保や再統合の措置の必要性、送出国と EU 構成国との間の協定締結の望ましさなどが提唱されていたが、2008 年の経済危機により、移民の受入れに関する議論はサーキュラー・マイグレーションを含めて停滞してしまった。

2015 年の「欧州難民危機」は、移民と難民が混合した人の流れの管理の必要性を EU に再認識させ、欧州への「合法的な経路」(legal pathway) として、労働目的の移民と難民の第三国定住

を合わせた議論がされるようになった。サーキュラー・マイグレーションを含めた一時的な形態の移民が優先的に想定されており、委員会は、送出国の制度面での能力構築、移民の職業訓練や出身国への帰国後の再統合への支援などを含むプログラムを構想したが、EU としての制度構築はできず、希望する構成国が行うパイロット・プロジェクトを EU が支援することとなった。議論は大きく進捗したとは言えないが、継続的に行われている。

(b) ドイツにおける自主帰還と再統合の議論

1990 年代より、強制送還よりも人道性が高く、財政的・「政治的」コストのかからない自主帰国が、欧州各国で推進されるようになった。サーキュラー・マイグレーションの類型の一つとしての自主帰国と、それに続く形で約 10 年前から導入されてきた出身国社会への再統合について、ドイツの事例分析を行い、その特徴、問題点や課題を抽出するとともに、「再統合」政策のもつ政治的意味（インプリケーション）について検討を行った結果、特に以下の点を指摘することができる。すなわち、(1) 受動的な再統合施策の受益者では送出国社会に再統合することは難しいという言説が強まり、自己責任が強調され、積極的に自己統治してゆける能動的な entrepreneur（起業でなくても、職業訓練を受けるにしても）であることが求められる傾向にあること、(2) トランスナショナルな再統合スキームが、必ずしも国際人道主義の意図だけに基づくとは言い切れず、今後帰還者の再統合支援が本格化してゆけば、第一の論点と合わせ、帰還者をどのように送出国社会に定着する有用な人材として disciplinarize（規律化・訓育化）し、送出国からの再移住を抑制（予防）する remote control の装置としても利用されてゆく可能性がある。

(c) スウェーデンの難民・移民の統合

同国は、2008 年の外国人法改正と 2010 年の第三国定住法で、すべての外国人の労働の権利を保障し、難民及び庇護申請者も労働市場へのアクセスが可能となった。庇護申請者の段階から一定の条件はあるものの就労が許可され、申請が却下された場合でも雇用状態により定住も可能である。また、就労を促進するために社会統合は労働市場統合を中心に支援に力をいれ難民の早期自立を促している。さらに、スウェーデン政府調査により、今日の移民の多くは、滞在期間が比較的短期の定住であり、また母国と複数回の往来が多いこと、また、そうした出身国との繋がりを維持する者の方が母国及びスウェーデン社会双方の発展にとって有益であること、さらに、本人にとってもスウェーデン社会への統合状態が良い点に着目し、母国への支援やスウェーデンでも母国と繋ぐ仕事ほか活動の場を設けている。こうした実態を背景に 2009 年からは循環移民政策を公的に表明している。ただ、難民の場合は、従来永住であり一時的であれ出身国への帰還は平和が戻ることが前提となるため、短期間で循環を実現するのは難しい。この二つの政策の関連性については、さらに分析が必要である。

(3) 送出国の政策と帰国者の状況（日本と関係する問題は(5)で後述）

(a) エクアドルの自国民の帰還政策

エクアドルは、20 世紀後半から米国を中心に移民を送出してきたが、1990 年代以降は、国内経済の悪化と政治的混乱、米国の移民規制により多くのエクアドル人が欧州、特に共通の言語をもち EC 加盟後好況であったスペインに移住した。しかしながら、2007 年の金融危機の影響でスペインの経済にも陰りがみえはじめると、雇用が減り、とりわけ移民の失業が増加した。

他方で、エクアドル政府は、20 世紀末以降の経済的混乱による政治不信を払拭するための政策のひとつとして、憲法を改正して海外在住のエクアドル人に二重国籍や、エクアドル国内の選挙における投票権を認めるなど、国外に脱出したエクアドル人に対して積極的な対応をとるようになった。また、スペイン政府と協力し、同国に移住したエクアドル人に自国への帰還を奨励し、さらには帰還民に対して資金を貸し付けて起業を促すプログラムを実施するなどの政策を推進した。

(b) フィリピン人移住労働者の帰国

フィリピンでは、全人口の 10% が海外で労働をしており、帰国者の問題は徐々に学問的な関心の対象となりつつある。特に、帰国者の再統合の困難性に関しては、多くの指摘がなされている。しかしながら、数十年という長期間にわたる海外生活を経て帰国した人たちに関しては実態が十分に明らかにされてこなかったが、本研究で、地方における、国外での長年の就労から引退し、出身地に戻って暮らす高齢者への聞き取り、および出身地域の諸活動への参与観察を実施した結果、次のような状況を把握することができた。すなわち、調査先コミュニティで近年目立つようになってきたイタリアで長期間就労したリターン・マイグラント、特にイタリアでの年金受領資格を取得した者たちの間では、イタリア滞在期間中の出身地社会との密接な関係維持を重要な背景として、出身地社会へのスムーズな再統合が進展している。

(4) アフリカにおける人の移動

アフリカからの人の移動は、欧州に向かうよりも圧倒的にアフリカ内におけるものの方が多く、また北米やアジア（特に中国）など移動先が多様化する傾向にある。移動の理由としては、紛争によるものよりも経済的な理由によるものが増えてきている。アフリカには、アフリカ連合以外にもサブ・リージョナルな地域機構が多く作られており、それぞれに域内での物、人、資本の移動の自由化を進めていて、特に、西アフリカ諸国経済共同体では統合が進んでいる。

アフリカ内での移住労働者の大規模な受け入れ先となっている国の一つが南アフリカ共和国で

ある。外国人の増加により、近年は排外主義や人種差別が増加し社会問題となっているが、移民政策に関する議論は進んでおらず、帰国やサーキュラー・マイグレーションという考え方は一般的ではない。労働力の必要性に応じて政府が国境管理を引き締めたり緩めたりすることにより、強制的に大量帰還させ、その後また何らかの形で労働力として入国する繰り返しが起こっているといえる。地域統合のレトリックが確認される一方で、各国は国境管理の自由を確保する政策をとっていると考えられる。

(5) 日本からの帰国者

(a) 日系人(主にブラジル人)

1990年から「定住者」として働くことが可能となった日系人の2世及び3世の多くは、派遣労働などの雇用形態であったため、リーマン・ショックにより解雇や雇止めになった。この時に、日本政府は一時金を支給する帰国奨励策をとったこともあり、帰国を選択した人も多くいた。

日本から帰国した人々の支援のために、2011年には教育文化連帯協会(ISEC)が労働雇用省から事業委託を受け補助金を得て、「帰伯労働者情報支援センター」(NIATRE)を開所した。3年ほどの活動の間で相当数の支援を行ったが、資金面等の問題で活動は停止された。

帰国者の多くは、特別の技能を習得してきたとは言えず、帰国後の仕事としては、スーパーの店員、事務職、工員等として働く人が多かった。日系の大企業に受け入れられるような技能を身につけて帰国した人はおらず、また、外国語という面では日本語よりも英語能力が求められるため、日本での滞在経験が雇用に結びつくことはほとんどない。計画的に資金をためて帰国後に自営を始めるのは稀である。また、仕事がなく、再度来日する人も少なからず存在する。

帰国した子どもたちの多くが公立学校に入るが、ポルトガル語での授業に困難を有している。2008年に上述の教育文化連帯協会(ISEC)が日本企業とサンパウロ州からの資金援助により「カエルプロジェクト」を実施して、ポルトガル語の識字教育などを行っている。

(b) 技能実習生(主にベトナム人)

研修生や技能実習生の職場は多種にわたるが、工場勤務はその代表的なものである。日本での工場勤務の経験によって特定の技能が習得できた場合もあるが、ベトナムで同種の(しばしば高性能な)機械を使っている工場があるわけではなく、日本で得た技能を活かす機会を得ることは困難である。日本企業の側でも、そのことを認識しているところはあり、技能そのものよりも個々のあるいはチームでの働き方などの習得が、技能実習生にとって役に立つことを期待しているという声もあった。日本の企業の現地法人が帰国した実習生を雇用する可能性については、企業の規模や考え方によって開きがある。日本語の習得により、帰国後、観光産業分野で日本人も顧客とする仕事を行う例は少なくない。

日本の技能実習制度を本来の目的にかなうように改善するための動きも近年は生まれてきた。技能実習制度の適正な運用のために2016年に「技能実習法」が採択され、2017年以降、日本は「技能実習に関する協力覚書(MOC)」をアジアの14か国と締結した。同法の採択の際の衆参議院の付帯決議においては、技能実習生が技能実習を通じて得た知識や技術を活かして送出国の発展に貢献できるように、帰国後のフォローアップ調査の継続も求める一文が盛り込まれたため、MOCでも相手国にその調査のための協力を求めている。

現地の送出国が帰国後の就職の支援をする場合に、JICAによる援助の対象となっている例もあり、農業分野で学んだ知識や技能を活かす可能性も模索されている。また、日本からの帰国者の雇用需要はあるがうまくマッチングがされていないという現状分析もあり、ベトナムでは日本大使館もセミナー開催等で支援活動を行っている。

(6) まとめ

これまで、人の移動は一方通行的に考えられることが多く、受け入れ先進国は、この先ずっと自国に定住する移民だから職業訓練のコストを引き受けてきたという面があった。しかし、送出国の中でも、エクアドルのように国内事情により帰還政策をとる例もあるし、フィリピン人のように長期間海外で働いてリタイア後に自国に戻る移民もいる。また、受け入れ国の中には、帰国を前提とする人々にも職業訓練の機会を積極的に提供するドイツやスウェーデンのような例がある。

サーキュラー・マイグレーションの成功には、個人が出身国とのつながりを失わずに再統合がスムーズに進むことが不可欠である。ただし、帰国しても職がないことが大きなネックとなっている。それらのことを考慮すると、母語や母国文化の教育や帰国後の職探しやマッチングに関して、送出国と受け入れ国の間での十分な連携が必要であるだけでなく、先進国が開発支援を行う際に、帰国者を活用することも期待される。

外国人の入国を自国の専属的な権限の中に閉じ込めておきたいと考える主権国家の考え方は非常に根深く、サーキュラー・マイグレーションを含めた国際的な制度構築はかなり困難な面がある。しかし、同時に、地域統合や経済連携協定という枠組みの中での人の移動が増加していることから、それらの関係諸国の中で個々の事情を鑑みて個別に制度を考えていくことが可能性として考えられるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 中坂恵美子	4. 巻 117-2
2. 論文標題 難民等の受入れにおける負担および責任の分担 諸理論とEUの試み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 105-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤以久子	4. 巻 10
2. 論文標題 スウェーデンにおける移民・難民の就労－循環移民への挑戦	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 桜美林論考法・政治・社会	6. 最初と最後の頁 41-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 久保山亮	4. 巻 8
2. 論文標題 難民をめぐる生政治とその転換 ドイツにおける難民庇護申請者の「収容」と管理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 18-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤以久子	4. 巻 3号
2. 論文標題 EU庇護立法の進展 ダブリン規則	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 37-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡部みどり	4. 巻 662号
2. 論文標題 欧州移民・難民危機とEU統合の行く末に関する一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 17-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中坂恵美子	4. 巻 51-7
2. 論文標題 国境管理・人命救助・人権保護 EU地中海地域への大規模な人の流入問題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本の科学者	6. 最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中坂恵美子	4. 巻 38
2. 論文標題 EUにおける難民等受入れの責任と負担の分担 ダブリン規則の改正とリロケーション	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 広島平和科学	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤以久子	4. 巻 27
2. 論文標題 シリア難民 武力紛争下を逃れた文民に対するEUの国際的保護の資格基準：重要判例を通して	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 45-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片柳真理	4. 巻 186
2. 論文標題 人権に基づく転換的平和構築	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 64 - 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保山亮	4. 巻 22
2. 論文標題 EUの移民・難民政策の歩み: 統合ヨーロッパは難民にどのように対応してきたか	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 環境創造	6. 最初と最後の頁 33 - 50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中坂恵美子	4. 巻 30号
2. 論文標題 EUと難民問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト (有斐閣)	6. 最初と最後の頁 51-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡部みどり	4. 巻 12号
2. 論文標題 『欧州難民・移民危機』再考 EUにおける人の移動研究への問題提	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智ヨーロッパ研究 (特集「欧州難民・移民危機の再検討」(岡部みどり編集責任者))	6. 最初と最後の頁 3-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保山亮	4. 巻 8号
2. 論文標題 難民をめぐる生政治とその転換: ドイツにおける難民庇護申請者の『収容』と管理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル (現代人文社)	6. 最初と最後の頁 18-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保山亮	4. 巻 11号
2. 論文標題 非正規滞在者の『シティズンシップ』: ドイツにおける国家と市民社会アクターの行動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 移民政策研究 (移民政策学会学会誌、明石書店)	6. 最初と最後の頁 128-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長坂格	4. 巻 57(1)
2. 論文標題 書評: 堀江美央『娘たちのいない村 ヨメ不足の連鎖をめぐる雲南ラフの民族誌』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東南アジア研究	6. 最初と最後の頁 87-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中坂恵美子	4. 巻 30号
2. 論文標題 書評: 杉本明子『国際的難民保護と負担分担 新たな難民保護の可能性を求めて』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権法学会年報	6. 最初と最後の頁 141-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Emiko Nakasaka
2. 発表標題 The Social integration of refugees and migrants in Japan
3. 学会等名 International Human Rights Law Lectures by Japanese scholars and Experts (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中坂恵美子
2. 発表標題 欧州共通庇護政策における国際的保護の責任と負担の分担
3. 学会等名 国際法学会2017年度研究大会 第一分科会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中坂恵美子
2. 発表標題 岐路に立つ日本の外国人労働者政策を考える 非熟練労働と看護・介護セクターを中心に
3. 学会等名 国立国会図書館調査及び立法考査局 平成29年度国際政策セミナー (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡部みどり
2. 発表標題 グローバル・マイグレーション・ガバナンス 多層性の動態的把握に関する一考察
3. 学会等名 駒場国際政治ワークショップ
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡部みどり
2. 発表標題 人の国際移動のガバナンス?その多層性と水平性に関する一考察
3. 学会等名 国際法学会2017年度研究大会 第一分科会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 長坂格
2. 発表標題 Migratory experiences, transnational ties and self-making of young Filipinos in Italy
3. 学会等名 Sussex University Migration Seminar Series (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中坂恵美子
2. 発表標題 難民等受入れの責任と負担の分担 ダブリン・システムの分析
3. 学会等名 日本EU学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 岡部みどり
2. 発表標題 制度化の失敗 - 欧州難民・移民危機と対外政策としての出入国管理
3. 学会等名 日本EU学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 片柳真理
2. 発表標題 ローカル・セキュリティ・ガバナンスの形成
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Nagasaka, Itaru, Sachi Takahata and Maruja Asis
2. 発表標題 Including Children with Immigrant Backgrounds: Local Programs Supporting Children with Filipino Backgrounds in Japan and Beyond
3. 学会等名 The 2016 International Metropolis Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Ryo Kuboyama
2. 発表標題 Reexamining the Reintegration Policies and Practices in Assisted Voluntary Return (AVR) from Europe: the German Case Studies and Political Implications
3. 学会等名 17th IMISCOE Annual Conference (On-line) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中坂恵美子
2. 発表標題 EUの共通移民政策及び共通庇護政策と正規移動による人の受入れ：アフリカ諸国との関係で
3. 学会等名 日本国際政治学会2019年度研究大会 分科会セッションA-3 国際統合I
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 片柳真理
2. 発表標題 アフリカの越境管理政策と地域統合
3. 学会等名 日本国際政治学会2019年度研究大会 分科会セッションA-3 国際統合I
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡部みどり
2. 発表標題 「地域統合と対外政策による人の移動の自由への影響 - AU・EUの考察」のコメント
3. 学会等名 日本国際政治学会2019年度研究大会 分科会セッションA-3 国際統合I
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mari Katayanagi
2. 発表標題 Peace and Development Nexus in the Paradigm of Human Security and Sustainable Development Goals
3. 学会等名 Plenary Session “Human Security and Development”, The 6th International Conference on International Relations and Development (ICIRD) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 Midori Okabe, Sergio Carrera, Leonhard Den Hertog, Marion Pamozzon, Dora Kostakopoulou	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Intersecting Policy Universes, Brill Nijhoff,	5. 総ページ数 399
3. 書名 EU External Migration Policies in an Era of Global Mobilities (Beyond “Europeanisation beyond Europe”: the EU-Asia Dialogue on Migration as an Alternative Form of Cooperation, pp.326-340)	

1. 著者名 久保山亮、小井土彰宏、飯尾真貴子、塩原良和、堀井里子、伊藤るり、昔農英明、宣元錫、上林千恵子、鈴木江理子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 369
3. 書名 移民受入の国際社会学：選別メカニズムの比較分析（担当ページ：166 - 195ページ「第7章ドイツ 移民政策のパラダイムシフト：国民福祉国家から国民競争国家へ」）	

1. 著者名 久保山亮、人見泰弘、伊豫谷登士翁、駒井洋、山岡健次郎、栗本英世、錦田愛子、佐伯奈津子、岡崎彰、久保忠行、今井宏平、橋本直子、佐原彩子、宮脇幸生、古屋博子、三谷純子、須永修枝、石川美絵子、駒井洋	4. 発行年 2017年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 312
3. 書名 『難民問題と人権理念の危機』（担当ページ：150 - 177ページ「第7章ヨーロッパのなんみん受け入れと保護に関する現在の課題：『難民危機』という神話を超えて」）	

1. 著者名 中坂恵美子、横藤田誠	4. 発行年 2017年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 237 (198-208)
3. 書名 『人権入門』（該当部分「移動を強いられた人々 増加する難民・避難民の保護」）	

1. 著者名 長坂 格、水羽信男、大池真知子、青木利夫、三木直大、川口隆行、布川 弘、西 佳代、金子 肇、丸田孝志、黄 自 進、八尾隆生	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有志舎	5. 総ページ数 290 (229-251)
3. 書名 『アジアから考える：日本人が「アジアの世紀」を生きるために』（該当部分「アジアの中を移動する女性たち：結婚で日本に移住したフィリピンの女性たち」）	

1. 著者名 岡部みどり, 安藤研一, 須網隆夫, 植田隆子, 佐藤俊輔, 若松邦弘, 森井裕一, 坂井一成, 清水謙, 中井遼, 中村民雄	4. 発行年 2016年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 190
3. 書名 『人の国際移動とEU - 地域統合は「国境」をどのように変えるのか』、(担当: 編集、序章「人の国際移動とEU ハイ・ポリティクス化, 統合への挑戦, グローバル・イシューとの接点」pp.1-14、第1章「すべてはシェンゲン圏からはじまった EU 出入国管理政策の変遷」pp.15-26)	

1. 著者名 久保山亮, 川村千鶴子, 五十嵐ゆかり, 渡辺幸倫, 齋藤俊輔, 長谷部美佳, 郭潔蓉, 藤巻秀樹, 川野幸男, 錦田愛子, 小泉康一, 池田丈佑, 上野友也, 新垣修, 杉木明子, 藤本俊明, 森谷康文, 小泉 康一	4. 発行年 2016年
2. 出版社 慶応義塾大学出版会	5. 総ページ数 218 (152-161)
3. 書名 『多文化『共創』社会入門: 移民・難民とともに暮らし、互いに学ぶ社会へ』(該当部分「難民流入に対するEUの移民・難民政策」)	

1. 著者名 宮島喬, 佐藤成基, 池田和希, 柄谷利恵子, 久野聖子, 清水謙, 昔農英明, 寺本めぐ美, 中坂恵美子, 中田瑞穂	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 324
3. 書名 『包摂・共生の政治家、排除の政治家: 移民・難民と向き合うヨーロッパ』(該当部分: 「第10章 問われる欧州共通庇護政策における「連帯」 2015年9月のリロケーション決定をめぐって」pp.285- 313.)	

1. 著者名 佐藤以久子, アジア福祉教育財団編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 アジア福祉教育財団	5. 総ページ数 295
3. 書名 『50年間のあゆみ 財団設立50周年・難民事業本部設置40周年 そして、これから』(該当部分: 第1章第4節「難民の第三国定住 - これらかの難民支援」)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究の総合的な成果発表として予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学会開催の10日前に中止が決定した国際学会でのパネル報告があった。以下に、概要を記しておく。学会名：International Studies Associationの2020年度年次大会、報告予定日；2020年3月27日、学会開催地：アメリカ合衆国ハワイ州、パネル名：“Recent Developments and Challenges in Return and Circular Migration：Focusing on Reintegration of Returned Emigrants, Migrant Workers and Refugees in Home Countries” チェア：中坂、討論者：鈴木、青木、ペーパー及び報告者：Swedish labour market integration of refugees Is the right to work guaranteed?(佐藤), Reexamining the Reintegration Policies and Practices in Assisted Voluntary Return of Refugees and Migrants from Europe ---the German Case Studies(久保山), Returning to their homeland after a protracted period of immigrant life: Interrelationships between transnationalism and return migration among Filipino migrants in Italy (長坂), Integration and Mobility: Complex Reality of Migration in and from Africa (片柳)、Return Migration, International Protection and Global Governance (岡部)。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	青木 利夫 (Aoki Toshio) (40304365)	広島大学・人間社会科学研究科・教授 (15401)	
研究分担者	長坂 格 (Nagasaka Itaru) (60314449)	広島大学・人間社会科学研究科・教授 (15401)	
研究分担者	佐藤 以久子 (Sato Ikuko) (80365056)	桜美林大学・国際学研究科・教授 (32605)	
研究分担者	岡部 みどり (Okabe Midori) (80453603)	上智大学・法学部・教授 (32621)	
研究分担者	片柳 真理 (Katayanagi Mari) (80737677)	広島大学・人間社会科学研究科・教授 (15401)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	鈴木 一敏 (Suzuki Kazutoshi) (90550963)	上智大学・総合グローバル学部・教授 (32621)	
研究 協 力 者	久保山 亮 (Kuboyama Ryo)		